

非課税対象施設一覧表
【地方税法第701条の34】

(表中の○印が非課税該当)

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第1項	国、非課税独立行政法人、地方公共団体その他公共法人	○	○	土地区画整理組合等 (法人税法別表第1に掲げる法人等)
第2項	公益法人等又は人格のない社団等が行う非収益事業	○	○	宗教法人、公益財団法人等 (法人税法別表第2に掲げる法人等)
第3項 第1号	削除			
第3項 第2号	削除			
第3項 第3号	“博物館法”第2条第1項に規定する博物館その他特定の教育文化施設	○	○	図書館法第2条第1項に規定する図書館 学校教育法附則第6条に規定する幼稚園
第3項 第4号	“公衆浴場法”第1条第1項に規定する公衆浴場で特定のもの	○	○	物価統制令第4条の規定により道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場
第3項 第5号	“と畜場法”第3条第2項に規定すると畜場	○	○	食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設
第3項 第6号	“化製場等に関する法律”第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	
第3項 第7号	“水道法”第3条第8項に規定する水道施設	○	○	水道のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等の施設
第3項 第8号	“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定による市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	同号の事業と、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する再商品化の事業を併せ行う場合はそれぞれの処理量の割合により対象床面積を計算します (一般廃棄物処理業の用に供する施設)
第3項 第9号	“医療法”第1条の5に規定する病院及び診療所、“介護保険法”第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び第29項に規定する介護医療院、並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他の医療関係者の養成所	○	○	病院、診療所、介護老人保健施設(医療法人が開設するもの)、介護医療院(医療法人が開設するもの)、医療関係者(保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師)の養成所

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第 10 号	“生活保護法”第 38 条第 1 項に規定する保護施設で特定のもの			救護施設、更生施設等
第 3 項第 10 の 2 号	“児童福祉法”第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する施設			小規模保育施設
第 3 項第 10 の 3 号	“児童福祉法”第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設で特定のもの			助産施設、保育所等
第 3 項第 10 の 4 号	“就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律”第 2 条第 6 項に規定する認定こども園			認定こども園
第 3 項第 10 の 5 号	“老人福祉法”第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設で特定のもの	○	○	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
第 3 項第 10 の 6 号	“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律”第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設	○	○	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
第 3 項第 10 の 7 号	第 10 号から前号までに掲げる施設のほか“社会福祉法”第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの			子育て短期支援事業、老人居宅介護等事業等の用に供する施設
第 3 項第 10 の 8 号	“介護保険法”第 115 条の 4 第 1 項に規定する包括的支援事業の用に供する施設			地域包括支援センター
第 3 項第 10 の 9 号	“児童福祉法”第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 1 1 項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設			家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設
第 3 項 第 11 号	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で特定のものの	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、漁業生産資材保管施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第12号	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のもの	○	○	ア 生産の用に供するもの イ 国の補助金又は、交付金の交付又は、株式会社日本政策金融公庫の資金（一定のものに限る。）、沖縄振興開発金融公庫の資金（一定のものに限る。）、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供されるもの ウ 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設
第3項 第13号	削除			
第3項 第14号	“卸売市場法”第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する特定の施設	○	○	ア 中央卸売市場、地方卸売市場 イ 株式会社日本政策金融公庫法別表1第9号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター ウ 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設
第3項 第15号	削除			
第3項 第16号	“電気事業法”第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設

第3項 第17号	“ガス事業法”第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
-------------	--	---	---	--

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第 18 号	“独立行政法人中小企業基盤整備機構法” 第 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する連携等 又は中小企業の集積の活性化に寄与する事 業で、政令で定めるものを行う者が都道府 県又は独立行政法人中小企業基盤整備機 構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置 する施設のうち、当該事業等の用に供する施 設で特定のもの			政令で定めるもの（第 3 項第 18 号） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第 3 条第 1 項 2 号から第 4 号に規定する「連携集 積活性化事業」により、資金の貸付けを受けて 設置された施設を、当該連携集積活性化事業の 趣旨に沿って利用して行う事業
第 3 項第 19 号イ	“総合特別区域法”第 2 条第 2 項第 5 号イ に規定する事業を行う者が市町村から同号 イの資金の貸付けを受けて設置する施設の うち、当該事業等の用に供する施設で特定 のもの	○	○	特定の施設（第 3 項第 18 号、19 号イ・ロ） 工場、研究施設、情報サービス業を行う事業 場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの付 属設備（そのうち独立行政法人中小企業基盤整 備機構法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者が 行う事業の用に供する施設（第 3 項第 18 号に限 る。））
第 3 項第 19 号ロ	“総合特別区域法”第 2 条第 3 項第 5 号イ に規定する事業を行う者が市町村から同号 イの資金の貸付けを受けて設置する施設の うち、当該事業等の用に供する施設で特定 のもの			
第 3 項 第 20 号	“鉄道事業法”第 7 条第 1 項に規定 する鉄道事業者又は“軌道法”第 4 条に規定する軌道経営者がその本来 の事業の用に供する施設で特定のも の	○	○	本来の事業の用に供する施設のうち事務所及 び発電施設以外の施設
第 3 項 第 21 号	“道路運送法”第 3 条第 1 号イに規定する 一般乗合旅客自動車運送事業 若しくは“貨 物自動車運送事業法”第 2 条第 2 項に規定 する一般貨物自動車運送事業、又は“貨物 利用運送事業法”第 2 条第 6 項に規定する 貨物利用運送事業のうち同条第 4 項に規定 する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係 るもの若しくは同条第 8 項に規定する第 2 種貨物利用運送事業のうち同条第 3 項に規 定する航空運送事業者の行う貨物の運送に 係るものを経営する者がその本来の事業の 用に供する施設で特定のもの	○	○	車庫、荷捌所、修理工場等本来の事業の用に 供する施設のうち事務所以外の施設
第 3 項 第 22 号	“自動車ターミナル法”第 2 条第 6 項に規定するバスターミナル又はト ラクターミナルの用に供する施設 で特定のもの	○	○	本来の事業に供する施設のうち事務所以外の 施設
第 3 項 第 23 号	国際路線に就航する航空機が使用す る公共の飛行場に設置される施設で 当該国際路線に係る施設で特定のも の	○	○	航空機関係の施設で格納庫、運航管理施設、 航空機の整備のための施設、貨物取扱施設、 整備用資材の保管のための施設等 旅客関係の施設で旅客カウンター、チケット ロビー、キャッシャーーム、ロビー等

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第24号	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して“電気通信事業法”第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業を営む者が政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	<p>政令で定めるもの</p> <p>電気通信事業法第117条第1項の規定による認定を受けた者のうち、同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める要件に該当する者で、総務大臣が指定するもの</p> <p>特定のもの</p> <p>電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設</p>
第3項 第25号	“民間事業者による信書の送達に関する法律”第2条6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のために供する施設、その他信書便物の送達のために供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のために供する施設
第3項 第25号 の2	日本郵便株式会社が“日本郵便株式会社法”第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で特定のもの	○	○	<p>ア 郵便物の送達のために供する施設で、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管のために供する施設</p> <p>イ 郵便窓口業務等を処理するための端末機の合計数の当該施設における郵便窓口業務等、銀行業及び生命保険業の代理業務並びに金融商品仲介業の業務を処理するための端末機の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分とする。</p>
第3項 第26号	<p>勤労者の福利厚生施設で特定のもの</p> <p>I 事業主等が経営する専らその雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>II 国家公務員共済組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>III 農業協同組合等が経営する専らこれらの構成員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>IV 公益社団法人等又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>V I～IVの者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p>	○	○	<p>従業員の福利厚生のために設置される保養所、体育館、美容室、理容室、喫茶室、食堂、ロッカー室、浴場、仮眠室、喫煙室、控室等</p> <p>ただし、ロッカー室、浴場、仮眠室、喫煙室、控室等で業務上必要なものとして設置されている場合は福利厚生施設には該当しません。</p> <p>例えば、制服着用義務がある場合の更衣室、夜勤交代者のための仮眠室等は、福利厚生施設には該当しません。</p> <p>また、事務室の一部をロッカー等で仕切るなどして、固定していない更衣室についても非課税施設にはなりません。</p>

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第27号	“駐車場法”第2条第2号に規定する路外駐車場で特定のもの	○	○	<p>道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもののうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 都市計画において定められたもの</p> <p>イ 駐車場法第12条の規定による届出がなされたもの（アを除く。）</p> <p>ウ 一般公共の用に供されるものとして指定都市等の長が認めるもの</p> <p>同一駐車場内に、「時間貸し」と「月決貸し」とが併設されている場合は、その駐車台数の割合により非課税部分を計算します。非課税施設の対象となるのは、駐車のために供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターンテーブル等を含みます。</p>
第3項 第28号	“道路交通法”第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は、同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で“都市計画法”第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	自転車等駐車場のうち、都市計画に定められたもの
第3項 第29号	“高速道路株式会社法”第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	当該事業に供する施設のうち、事務所以外の施設
第4項	“消防法”第17条第1項に規定する防火対象物のうち、百貨店、ホテル等多数の者が出入りする施設「別表1②」に掲げるもの（特定防火対象物）に設置される消防用設備等及び防災施設等（消防法又は建築基準法に基づき設置されかつそれらの基準に適合しているものに限る。）	○		静岡市ホームページの「その他の市税（事業所税・市たばこ税・鉾山税・入湯税）」頁中、「8 非課税」欄の「第4項に規定する特定防火対象物はこちら」及び「第4項に規定する消防用設備及び防災施設等はこちら」を参照
第5項	“港湾運送事業法”第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のものの		○	労働者詰所及び現場事務所に従事する者の従業者給与総額